

令和3年 7 月 28 日開会

令和3年 月 日閉会

宮古市議会定例会令和3年7月臨時会議議案

(2)

議 案 目 次

議案番号	件 名
議案第2号	宮古市副市長定数条例の一部を改正する条例
議案第3号	宮古市教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて
議案第4号	宮古市監査委員の選任に関し同意を求めることについて
議案第5号	宮古市刈屋財産区管理会の委員の選任に関し同意を求めることについて
議案第6号	宮古市刈屋財産区管理会の委員の選任に関し同意を求めることについて
議案第7号	宮古市刈屋財産区管理会の委員の選任に関し同意を求めることについて
議案第8号	宮古市刈屋財産区管理会の委員の選任に関し同意を求めることについて
議案第9号	宮古市刈屋財産区管理会の委員の選任に関し同意を求めることについて
議案第10号	宮古市刈屋財産区管理会の委員の選任に関し同意を求めることについて

議案第2号

宮古市副市長定数条例の一部を改正する条例

宮古市副市長定数条例（平成19年宮古市条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(定数) 第2条 副市長の定数は、 <u>1人</u> とする。	(定数) 第2条 副市長の定数は、 <u>2人</u> とする。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、令和3年8月4日から施行する。

令和3年7月28日提出

宮古市長 山 本 正 徳

理由

副市長の定数を改めようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。